

「熊本地震の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される 事業主のみなさまへ」

大阪労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

熊本地震による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、大阪労働局又は府内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2か月以内に申請していただくことになります。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、大阪労働局（大阪市中央区常盤町1-3-8中央大通FNビル17階）にあります。

その他ご不明な点等につきましては、以下の窓口までご相談ください。

- ・労働保険の申告について
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
06-4790-6340（適用担当）
06-4790-6350（事務組合担当）
- ・労働保険料の納付について
大阪労働局総務部労働保険徴収課
06-4790-6330